

2025年度（令和7年度）入学校免除・徴収猶予制度について

注意事項

1. 入学校免除・徴収猶予申請をする方は、※「入学校免除・徴収猶予事前申請願」を他の入学手続書類と共に本学へ提出してください。大学院生については、授業料免除等申請システム（入学予定者サイトからアクセス可）上で提出してください。**結果が発表されるまで入学校を納入しないでください。**
2. 【学部生のみ】高等教育の修学支援新制度の申請資格を有する者で、日本学生支援機構給付奨学金の採用候補となった者（予約採用）又は入学後に同奨学金を申請する予定の者（在学採用）は、**入学校を納入せずに**必ず※「入学校免除・徴収猶予事前申請願」を提出し、入学後に必要な手続きを行ってください。
※「入学校免除・徴収猶予事前申請願」は本学ホームページからダウンロードしてください。
(京都大学ホームページ ホーム>教育・学生支援>経済支援>高等教育の修学支援新制度について)

入学校免除・入学校徴収猶予制度の概要

1 申請対象者（各制度の該当者ごとに示す条件のいずれかを満たす者）

(1) 入学校免除制度

【学部生】（※留学生は、申請不可）

○日本人等学生^(注1)で高等教育の修学支援新制度^(注2)の申請資格を有する者^(注3)

- ①高等学校等在籍時に日本学生支援機構給付奨学金「予約採用」の申請を行い採用候補者となった者
- ②本学入学後に日本学生支援機構給付奨学金「在学採用」の申請を行う者

○下記申請資格を有する者^(注4)

入学前1年以内において、出願者の学資を主として負担する者（以下「学資負担者」という）が死亡、又は、出願者もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学校の納入が著しく困難であると認められる者

注1. 日本国籍を有しない場合であっても、在留資格が「法定特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「家族滞在（日本学生支援機構が定める条件を満たす場合）」の学部学生は申請可能です。

注2. 高等教育の修学支援新制度の詳細は、文部科学省・日本学生支援機構ホームページで確認してください。

注3. 編入学前の大学等において、本制度による入学校減免を過去に受けている場合、京都大学での入学校は減免されません。

注4. 本申請資格を有し、かつ、高等教育の修学支援新制度における給付奨学金の申請資格を有する者は、同奨学金への申請も行ってください。

【大学院生】（※留学生は、②での申請不可）

- ①経済的理由によって入学校の納入が困難であると認められる者

- ②入学前1年以内において、出願者の学資を主として負担する者（以下「学資負担者」という）が死亡、又は、出願者もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学校の納入が著しく困難であると認められる者

※入学校免除申請のみ行った場合でも、入学校の納付は結果発表日（7月下旬予定）より2週間後まで猶予されます。
入学校徴収猶予を申請し許可された場合は、8月下旬まで猶予されます。

(2) 入学校徴収猶予制度

【全学生対象】（※留学生は、②での申請不可）

- ①経済的理由によって入学校の納入が困難であると認められる者

- ②入学前1年以内において、出願者の学資を主として負担する者（以下「学資負担者」という）が死亡、又は、出願者もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学校の納入が著しく困難であると認められる者

2 申請手続

(1) 振込金受付証明書貼付台紙の該当箇所にチェックを付け、学部生は「入学校免除・徴収猶予事前申請願」を入学手続書類と併せて提出してください。大学院生はシステム上で事前申請をしてください。

(2) その後の手続については本学ホームページを確認してください。

高等教育の修学支援新制度（ホーム>教育・学生支援>経済支援>高等教育の修学支援新制度について）

京都大学独自の入学校免除制度（ホーム>教育・学生支援>経済支援>授業料の免除／入学校の免除と徴収猶予）

3 問い合わせ先

京都大学教育推進・学生支援部学生課奨学掛（総合研究10号館1階）

電話 075-753-2532 開室時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）